

【書評】

スザンヌ E・エヴァンス著／黒田学・清水貞夫監訳

『障害者の安楽死計画とホロコースト ——ナチスの忘れ去られた犯罪』

(クリエイツかもがわ 2017 年)

平田 勝政 (長崎ウエスレヤン大学)

1. はじめに

本書は、Suzanne E. Evans, *Forgotten Crimes: the Holocaust and People with Disabilities*, 2004 を完訳したものである。「監訳者あとがき」(204 頁)によれば、「本書を翻訳する直接の契機となったのは、2016 年 7 月の相模原障害者施設殺傷事件である」と記されている。周知のように事件は「津久井やまゆり園障害者殺傷事件」(より簡単に「津久井やまゆり園事件」)とも呼称され、元同施設職員による同施設入所の障害者 46 人に及ぶ殺傷事件(死者 19 人、重軽傷 27 人)で、日本の近現代史上最悪の惨事である。さらに、「翻訳メンバーに共通する思いは、ナチスの安楽死計画の犯罪性を解明することの重要性に加え、安楽死計画の背後にある優生学のもつ問題性を改めて問いかけるという使命感」(205 頁)から本書を完訳したという。

2. 本書の概要と意義

本書は、全 220 頁の書物で、主要目次(頁数)は、次のとおりである。

序(3)

はじめに(7)

第1章 子どもたちの殺害計画(19)

第2章 T4 安楽死計画(43)

第3章 人種衛生学、ナチスの医師たち、「断種法」(99)

第4章 加害者と共犯者(137)

第5章 残虐行為のあとで(155)

第6章 覚えておかねばならないこと(183)

監訳者あとがき(203)

以下、各章の概要を紹介する。

第1章では、障害を持って生まれた子どもたちを安楽死させる殺害計画の確立・実行過程が解明されている。その発端は、1938 年、ライプツィヒ近郊のクナウア家に生まれた障害のある赤ん坊の殺害を父親がヒトラーに嘆願して「安楽死」させた事件(クナウア事件)にあり、それがナチス政権による障害児殺害(安楽死)計画の契機とされている。しかし、それ以前のヒトラーの発言(1935 年)にすでに見られるという。決定的なのは、ヒトラーの主治医のモレル博士の「生きるに値しない命を終わらせること」を認める法律の必要性の提案等を受けて、「帝国重度遺伝病科学委員会」が具体化した 1939 年 8 月 18 日付の通達である。通達

は、障害のある新生児の報告（登録）を強制し、その報告書を審査して「慈悲の死」を名目に小児殺害病棟（あるいは「飢餓の家」「餓死のテント」）へ「灰色のバス」等で移送して殺害し、経費削減の効果を高めること（国家の負担を軽減すること）をねらいとしていた。その殺害病棟は、1940年設置の5か所から追加されて1943年にはナチスの支配地域に20か所余となり、1939～45年で少なくとも5000人（推定25,000人）がナチスの医師たちにより殺戮されたとしている。

第2章では、T4安楽死計画を実施（期間：1940年1月～1941年8月）した計6つの殺害施設（①グラフェネック、②ブランデンブルク、③ハートハイム、④ゾンネンシュタインの最初の4施設、追加の⑤ベルンブルグ、⑥ハダマーの2施設）の運営とその実際について整理・紹介した上で、ヒトラーの停止命令（1941年8月24日）後も「野生化した安楽死」と呼称されて1945年まで別の地域・方法（餓死殺など）で存続・実施された事実言及している。さらにその殺害計画に果たした「親衛隊」の役割、新しい殺害計画の「14f13作戦」の実際、ナチス政権下で行われた非人道的な医学実験や強制労働の実態、さらに「搾取」と「略奪」による経済性（実質的な利益）の存在がナチスの戦争遂行に多方面で貢献していたことを明らかにしている。

第3章では、1～2章でみたナチスの残虐行為の歴史的背景（社会的知的文脈）についてドイツにおける人種衛生学（優生学）の発展とその影響下で1933年に制定された「遺伝病子孫予防法（断種法）」を概観し、その上で従来ほとんど研究されてこなかった聴覚障害者（特にろう学校の校長・教員の役割）に注目してその断種の経緯・実態について言及している。

第4章では、T4作戦における医者以外の管

理者（16人）、監督者（4人）、看護師（11人）、化学者（2人）の果たした役割について具体的な紹介をした上で、大量虐殺から逃れるための避難先と目した希望の中立国スイスが実はドイツ同様に人種衛生学を「自明の理」とし、1920年代後半には断種や結婚禁止の優生法制を確立・実施し、1933年には入国を禁止していたという事実を解明して従来の思い込み（伝説）に修正を求めている。

第5章では、戦後のニュルンベルグ軍事法廷で「戦争犯罪と人道に反する犯罪」等を犯した障害者殺害（安楽死）計画の関係者に対する裁判とその判決が医師（18人）を中心に整理・検討され、関与した大多数が刑を免れただけでなく、その残虐行為そのものがほとんど忘れ去られ補償（本書執筆時）もされない歴史的経過と現実を告発している。障害者殺害（安楽死）計画の「事実を後世に残していかなければ、この悪夢の犠牲者が亡霊として再び現れるにちがいない」とも指摘している。その不問の原因として、障害者に対する医師らの態度の根底に「波及」と「無価値化」という二つの概念（ギャラファー氏提起）で整理できる価値意識が深く作用していることを指摘している。「波及」とは、障害者の「人生は役に立たず無意味」とする考えであり、「無価値化」とは、「障害に基づいた人間価値の軽視」を意味した。それに対して、著者は、「各国人口の最低16%は、1つ以上の障害があり、多くの国で障害者比率が20%を超えて」おり、きびしい生活条件に直面し、しばしば虐待・放置されている現状が今なお存在しているが故に、「障害者は最たる基本的人権と尊厳を追求し続けなければならない」と指摘している。

第6章は、「ホロコースト」をキーワードにした本書のまとめであり、著者の研究成果をふまえた主張が結論として述べられている。第1

章から第5章までの具体的事実に関する知見に学び、最後の第6章を読むならば、著者の指摘（結論）に深く共感しそのヒューマニティを共有せざるを得ないであろう。優生思想の克服努力の遺産を発掘して継承・発展を志向する人であれば、本書はドイツの研究における克服努力の貴重な遺産であり、日本において優生思想を乗り越えていく上で有益な示唆を提供してくれていることを知るであろう、また励まされるであろう。本書の意義はそこにあると評者は考える。その結論部分（著者の主張）を、重要なので長いが引用しておく。

「ホロコーストは、圧倒的に邪悪なものであり、記憶され続けるべき道徳的な大惨事であった。ホロコーストの悪事は、単なる身体的、金銭的なものではなかった。それらは人類の一部を消し去るような取り組みであった。ホロコーストの間、障害のある人たちは断種され、永遠に辱められ、そして絶滅させられ、永久に沈黙させられた。このことは認識され、記憶されなければならない。

ホロコーストは、障害のある人たちの共有した歴史の一部である。それは障害のある人たちのコミュニティおよび自由、正義、公正に関心を持つすべての人々に対する警告となりえる。それは、最も冷淡な言葉で言って、倫理的、道徳的、社会的な失敗を示している。その失敗は、国家、社会、コミュニティ、隣人が全人類のなかに存在しているヒューマニティを認識し、育まないときに生じる必然の結果である。

ほかのだれもと同じように、障害のある人たちは望みや夢をもっている。障害のある人たちには、良い教育を受け、働く機会があり、コミュニティに参加したいという望みもある。親、芸術家、専門家、消費者、教師、ビジネスマン、納税者になりたいと望む障害のある人もいるだろう。身体的にも態度の面でも障害のあ

る人が直面する最も恐ろしい障壁は、いかなる個人の障害ではなく、専横な社会的構造によるものである。そうした社会的構造は、あらゆる範囲の人間能力に適応するように変化させられなければならないものである。

結局、障害のある人たちの全体的な発達と完全参加を促進することは、社会の最高の利益となり、障害のある人たちは、現代の生活のあらゆる場面で貢献できるのである。（中略、最後に）『決して繰り返さない』ことのカギは、決して忘れ去らないことである。歴史が障害のある人たちの迫害を認識しない限り、私たちはそれを繰り返さないことを保証することはできない。（184～185頁）

3. 深めるべき課題

評者は、ナチス・ドイツやドイツ優生学に関する研究の成果と動向に関心を持ちつつも専門的力量不足のため本書の学術的意義や訳語の適切性・正確性等について論評する立場にはない。その点は他の専門家に譲り、日本の優生学（特に消極的優生学）の思想・運動・政策と障害者の人権との関係を些かなりとも研究している立場から、本書より学ばされ気づかされた点をいくつか記して書評の責を果たしておきたい。

第一は、冒頭に紹介した「監訳者のあとがき」にある「ナチスの安楽死計画の犯罪性」とその「安楽死計画の背後にある優生学のもつ問題性」を、「相模原障害者施設殺傷事件」（以下、相模原事件と略）の犯罪性とその背後の優生思想の問題性とを絡めて翻訳・紹介したその問題意識を是認・共有しつつも、日本で生じた事件を日本の歴史的社会的文化的文脈において総括するアプローチと研究蓄積の不十分さ（弱さ）を認識させられた。ドイツと同様に20

世紀前半に優生学（人種衛生学・民族衛生学）の影響を受けて「民族優生」を標榜し「国民優生法」（さらに戦後の「優生保護法」）による優生政策を展開した日本とドイツとの共通性と相違性の解明の必要性を痛感した。なお、相模原事件については事件の風化が懸念されているだけに、一日も早い公判の開始と事件の真相解明が望まれる。

第二は、旧優生保護法による強制不妊手術に対する国家賠償請求訴訟（2018年1月提訴）を契機に社会的関心が高まり、本書の監訳者の一人である清水貞夫氏によって単著『強制断種・不妊、障害者の「安楽殺」と優生思想』（クリエイツかもがわ、2018年11月、以下『強制断種』と略記）が刊行され、そこで重要な指摘がなされていることに注目したい。その新著『強制断種』（115～117頁）では、上記の2で紹介した概要を清水氏自身がより簡潔にまとめた上で、障害者の「安楽殺」という「殺戮」と「断種」との間にある「境界線」をドイツのナチ政権が「いとも簡単に超えられた」背景に、「それを許す社会文化が当時すでに存在していた」ことに注意喚起し、「こうした社会文化を再び生まないように、着実にその芽をつむことこそ」（117頁）が最重要課題であるとの指摘をおこなっている。相模原事件は、日本におい

てその境界を「いとも簡単に超え」た事件であり、「それを許す社会文化」が現代日本社会に形成されてきていることに警鐘を鳴らしているといえる。その提起を受けとめた上で、障害者の断種問題（強制不妊手術問題）と「安楽殺」という「殺戮」（相模原事件）との連続性・非連続性を、日本の優生学の思想・運動・政策の成立・展開過程に関する一層精緻な解明と旧優生保護法の被害実態及びその原因の徹底究明を通して、「芽をつむ」努力をしていかなければならない。別言すれば、共生社会の実現と障害者の人権の確立・創造を希求する粘り強い実践・研究・運動の展開が今後とも強く求められていることを自覚させられた。筆者は2019年3月末で長崎大学を定年退職するが、今後も問題解決に向けて微力を尽くしていきたい。なお、微力の成果として退職記念に、拙稿「優生保護法と障害者の人権——1950年代の断種（去勢）事件の検討——」（『長崎大学教育学部教育実践研究紀要』第18号、147-155頁、2019年3月）を中間報告として発表したことを付記しておく。今後は事件への関係当局の対応が焦点となろう。次世代の研究の手がかりになれば幸いである。

（ひらた かつまさ）